

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

平成27年度安芸市一般会計における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(単位：千円)

款	項	目	事業	所属課	事業名称	事業費	財源内訳					うち地方消費税 引き上げ分充当額
							国	県	債	他	一	
3	2	2	7	福祉事務所	子ども医療費助成事業	38,316	0	10,179	26,500	0	1,637	1,600
3	2	3	2	福祉事務所	ひとり親家庭医療費助成事業	16,905	0	8,430	8,000	0	475	400
3	2	3	4	福祉事務所	母子家庭等対策総合支援事業	3,692	2,771	0	0	0	921	900
3	2	4	30	福祉事務所	保育所運営事業	139,271	0	4,884	0	4,234	130,153	88,946
3	1	3	1	福祉事務所	障害者自立支援給付費 (介護給付)	301,470	150,500	75,250	0	0	75,720	
3	1	4	2	福祉事務所	日常生活用具支給事業	4,500	1,023	512	0	0	2,965	2,900
3	3	2	1	福祉事務所	生活扶助事業	206,039	154,658	1,129	0	0	50,252	
3	3	2	2	福祉事務所	医療扶助事業	350,760	263,070	8,942	0	0	78,748	
3	3	2	3	福祉事務所	介護扶助事業	14,060	10,545	120	0	0	3,395	
4	1	1	3	市民課	健康増進事業	11,840	0	9	0	995	10,836	10,000
4	1	1	4	市民課	救急医療施設運営事業	8,902	0	0	0	5,550	3,352	3,300
4	1	1	6	市民課	母子保健事業	13,561	20	311	0	0	13,230	13,000
計						1,109,316	582,587	109,766	34,500	10,779	371,684	121,046